

利用者 各位

令和6年度負担限度額認定手続きのお知らせ

現在お持ちの「介護保険負担限度額認定証」の有効期限は、令和6年7月31日までとなっております。施設サービス（ショートステイを含む）を引き続きご利用予定で、認定をご希望の方は、令和6年6月28日（金）までに、更新申請手続きをお願いいたします。

なお、このお知らせは、現在、負担限度額の認定を受けている方にお送りしております。負担限度額認定証を利用していない方や今後利用予定がない方については、申請の必要はありません。

更新後の負担限度額認定証の発送は、令和6年7月下旬を予定しています。

● 申請に必要な物

1. 「申請書」 : 同封の黄色の書類に必要事項を記入してください。
※ 記入例をご覧ください。
2. 「同意書」 : 同封の水色の書類に必要事項を記入してください。
(生活保護を利用されている方は不要です。)
※ 介護保険法施行規則により提出が、定められています。
※ 記入例をご覧ください。
3. 「通帳等の写し」 : 名義・口座番号等記載ページの写しおよび最終残高から約2か月遡ったページまでの写し等
(生活保護を利用されている方は不要です。)
※ 申請日の直近で記帳してから写しをとってください。
※ 有価証券等ある場合は、金額のわかるものの写しをとってください。
4. 成年後見人の方が、申請手続きをする場合
⇒ 「登記事項証明書」(写し) (発行場所：法務局、発行期限：なし)

● 申請方法

郵送もしくは窓口 : 窓口は大変込み合いますので、郵送申請にご協力ください。
※ 「通帳等の写し」の添付を忘れずをお願いします。
※ 同封の返信用封筒をご利用の場合は、
切手（～25 gまで84円、～50 gまで94円）を貼ってください。

● 申請期限

令和6年6月28日（金）

※ 期限後の申請は、認定証の発行が遅れる場合があります。

また、9月以降の申請については、認定期間が原則申請月の初日からになります。

● 問い合わせ先

厚木市 市民福祉部 介護福祉課 介護給付係
電話 : (046) 225-2240 (直通)